

## 「世界最高水準の安全基準」で再稼働という方針は「破たん」

「新規制基準」は、福島原発事故の原因究明もないまま、再稼働を急ぐために「スケジュール先にありき」で決定したもので、重大事故への対策は部分的です。EUで義務づけているコアキャッチャー（溶融炉心を受け止めて冷やす装置）はなくてもよいとしています。活断層があっても、その真上に原子炉など重要な設備でなければ建設してもよいなど、きわめてずさんなものです。火山対策も、火山学者が無理だと指摘しているのに、巨大噴火を予知できると強弁して、川内原発を「合格」させています。

アメリカでさえ住民の避難対策は稼働の前提とされていますが、日本では自治体任せであり、実効性の保障もありません。

福島事故から9年、今もなお約5万人の人が避難を余儀なくされ、事故原因もいまだ不明です。核燃料から溶け出した放射性物質を含む汚染水が増え続けその処理の見通しも立たない状態です。

原発事故は、故郷を壊し、家族をバラバラにし、人々の幸せを奪い続けています。



## 島根原発再稼働反対 故郷の未来をきめるのは私たちです！！

昨年、中国電力は、島根原発2号機(2013年12月申請)に続き、3号機についても、新規制基準適合審査の申請を行っています。昨年11月、原子力規制委員会は、島根原発2号機の審査段階について「まさに中盤」、審査の進み具合からみて、女川原発2号機の次に島根原発2号機の合否が出る見込みとの認識を示していました。

2月26日に規制委員会は、女川原発2号機の再稼働に審査合格を出しました。

島根原発再稼働は、地域の産業経済、住民の暮らし、子供の未来にかかわる重要な問題です。再稼働の是非を、立地自治体の議会や首長のみ「総合的な判断」で決めないで、周辺自治体や地域住民の意見を十分に反映することが重要です。

## 伊方原発3号機、運転差し止め命じる 広島高裁決定

50キロ圏内に住む住民が、四国電力に運転差し止めを求めた仮処分申請の即時抗告審で、広島高裁（森一岳裁判長）は1月17日、住民側請求を認め、運転を差し止める決定をしました。森裁判長は決定理由で、原発の近くに活断層がある可能性を否定できないにもかかわらず「四国電は十分な調査をせず、原子力規制委員会も稼働は問題ないと判断した」と指摘。阿蘇山についても「一定程度の噴火を想定すべきだ」として、その場合でも火山灰などの量は四国電の想定約3～5倍に上ると判断し「四国電力の想定は過小だ」と結論付けています。

### >お知らせとお願い

計画されていましたが多くの学習会・シンポジウム・ワークショップ等が新型コロナウイルス感染拡大阻止のために延期となっております。ご確認下さい。

2019年度会費納入にご協力をお願いします。

